

太陽グループポイントカード会員規約の改訂について

| 現行  | 改訂  |
|---|---|
| <p><u>(新設)</u></p> <p><u>TAIYO</u>グループポイントカード会員規約</p> <p><b>第1条 (会員資格)</b></p> <p>1. <u>TAIYO</u>グループポイントカード会員とは、本規約を承認の上、太陽企業グループ（株式会社太陽、有限会社太陽電気工業所、株式会社太陽電機の3社の総称、以下「甲」といいます。）に所定の入会申込書にて入会を申し込み、甲が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>2. 会員資格の取得日は、甲が入会を承認した日とします。</p> <p><b>第2条 (カードの発行・貸与)</b></p> <p>1. 甲は、「<u>TAIYO</u>グループポイントカード」（以下「会員カード」といいます。）を会員証として会員1名様につき1枚を発行し、貸与します。</p> <p>2. 会員は、カード署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。</p> <p>3. 会員カードは、当該会員のみが利用できるものとし、会員本人以外に譲渡、貸与等することはできません。</p> <p>4. 会員カードの再発行は、カードの紛失、破損等甲が認めた場合に限りです。</p> <p><b>第3条 (入会金・年会費)</b></p> <p>入会金及び年会費は、無料とします。</p> <p><b>第4条 (カード発行手数料)</b></p> <p>1. 新規ご入会時の会員カード発行手数料は、無料とします。</p> <p>2. 再発行時の会員カード発行手数料は、甲所定の金額をお支払いいただきます。</p> <p>3. 会員カード発行手数料は、理由の如何を問わずお返しいたしません。</p> <p><b>第5条 (会員の特典)</b></p> <p>会員は甲又は甲の指定する店舗において、商品の購入又はサービスの提供を受ける場合で、次の条件を満たすものについては、会員カードを提示することで、<u>TAIYO</u>グループポイントサービス（以下「ポイント<sup>①</sup>付与」といいます。）の適用を受けることができます。</p> <p>1. 支払方法</p> <p>(1) 現金 (2) 甲指定の商品券及びギフト券 (3) その他甲所定の支払方法</p> <p>2. ポイントの付与を対象としない商品及びサービス並びに催事等</p> <p>(1) <u>TAIYO</u>グループ共通商品券（以下「共通商品券」といいます。）、税金、送料、有価証券、切手、印紙、官製はがき、たばこ、その他甲が特に指定する商品及びサービス（修理代・工事代・部品代・リサイクル処理代、以下「サービス」といいます。）</p> <p>(2) その他甲の指定する催事及び店舗</p> <p>3. ポイント<sup>①</sup>付与の内容は以下の通りです。</p> <p>(1) ポイント<sup>①</sup>付与</p> <p>① 商品の購入代金に対し、甲所定のポイントを付与します。<br/>※クレジット払いは、<u>TAIYO</u>グループカードでのお支払いのみ、ポイント対象となります。他社クレジットとの併用はできません。</p> <p>② ポイント<sup>①</sup>付与は、商品の購入代金を支払う際に、必ず会員カードを提示することを条件とします。</p> <p>(2) ポイントの確認</p> <p>ポイント数は、レシートにて前日迄の獲得ポイントを照合できます。（当日お買上分のポイントは、翌日迄に加算いたします。）</p> | <p><u>TAIYO</u>グループポイントカード会員規約の変更事項について</p> <p><u>2021年10月1日以降「TAIYOグループポイントカード会員」の名称を「太陽グループポイントカード会員」へ変更することといたします。あわせて、発行済みの「TAIYOグループポイントカード」は「太陽グループポイントカード」と名称を変更し、引き続き下記規約に基づいてポイントの付与、利用、お買物券の利用をおこなうことができるものとします。</u></p> <p><u>太陽</u>グループポイントカード会員規約</p> <p><b>第1条 (会員資格)</b></p> <p>1. <u>太陽</u>グループポイントカード会員とは、本規約を承認の上、太陽企業グループ（株式会社太陽、有限会社太陽電気工業所、株式会社太陽電機の3社の総称、以下「甲」といいます。）に所定の入会申込書にて入会を申し込み、甲が入会を承認したお客様をいいます。</p> <p>2. 会員資格の取得日は、甲が入会を承認した日とします。</p> <p><b>第2条 (カードの発行・貸与)</b></p> <p>1. 甲は、「<u>太陽</u>グループポイントカード」（以下「会員カード」といいます。）を会員証として会員1名様につき1枚を発行し、貸与します。</p> <p>2. 会員は、カード署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。</p> <p>3. 会員カードは、当該会員のみが利用できるものとし、会員本人以外に譲渡、貸与等することはできません。</p> <p>4. 会員カードの再発行は、カードの紛失、破損等甲が認めた場合に限りです。</p> <p><b>第3条 (入会金・年会費)</b></p> <p>入会金及び年会費は、無料とします。</p> <p><b>第4条 (カード発行手数料)</b></p> <p>1. 新規ご入会時の会員カード発行手数料は、無料とします。</p> <p>2. 再発行時の会員カード発行手数料は、甲所定の金額をお支払いいただきます。</p> <p>3. 会員カード発行手数料は、理由の如何を問わずお返しいたしません。</p> <p><b>第5条 (会員の特典)</b></p> <p>会員は甲又は甲の指定する店舗において、商品の購入又はサービスの提供を受ける場合で、次の条件を満たすものについては、会員カードを提示することで、<u>太陽</u>グループポイントサービス（以下「ポイント付与」といいます。）の適用を受けることができます。</p> <p>1. 支払方法</p> <p>(1) 現金 (2) 甲指定の商品券及びギフト券 (3) その他甲所定の支払方法</p> <p>2. ポイント付与を対象としない商品及びサービス並びに催事等</p> <p>(1) <u>太陽</u>グループお買物券（以下「お買物券」といいます。）、税金、送料、有価証券、切手、印紙、官製はがき、たばこ、その他甲が特に指定する商品及びサービス（修理代・工事代・部品代・リサイクル処理代、以下「サービス」といいます。）</p> <p>(2) その他甲の指定する催事及び店舗</p> <p>3. ポイント付与の内容は以下の通りです。</p> <p>(1) ポイント付与</p> <p>① 商品の購入代金に対し、甲所定のポイントを付与します。<br/>※クレジット払いは、<u>太陽</u>グループ日専連JCBカード（以下「<u>日専連太陽</u>カード」といいます。）でのお支払いのみ、ポイント対象となります。他社クレジットとの併用はできません。</p> <p>② ポイント付与は、商品の購入代金を支払う際に、必ず会員カードを提示することを条件とします。</p> <p>(2) ポイントの確認</p> <p>ポイント数は、<u>甲指定の店舗</u>のレシートにて、前日迄の獲得ポイントを照合できます。（当日お買上分のポイントは、翌日迄に加算いた</p> |

※TAIYOグループカードでのクレジット払いは、当月末日迄のご利用分を翌月の一定日にまとめて加算いたします。

(3) ポイントの利用

- ① 会員の獲得ポイント数が、甲が定めたポイント数以上となった時、会員は甲の指定する店舗で共通商品券と交換することができます。尚、ポイントの換算率は、別途甲が定めます。
- ② 獲得ポイントと共通商品券との交換の際は、発行共通商品券額面相当数を会員の獲得ポイントから差し引かせていただきます。

(4) 共通商品券の利用

- ① 共通商品券は、甲又は甲の指定する店舗での商品の購入代金又はサービスの利用代金のお支払いにご利用できます。
- ② 共通商品券の現金とのお引き換えはできません。また、共通商品券の券面額未満のお買上の際は、つり銭のお渡しはできません。
- ③ 一度発行した共通商品券の再発行はいたしません。

(5) TAIYOグループカードから会員カードへのポイント移行はできません。

**第6条 (ポイントの有効期限)**

1. 甲が付与したポイントの有効期限は2年間とします。(起算日等は甲所定の基準によります。)有効期限が経過したポイントは失効します。
2. 失効したポイントは、如何なる理由があってもご利用できません。
3. 会員資格を喪失した場合は、有効期限内であってもポイント失効するものとしします。

**第7条 (お買上商品返品時の処理)**

1. 会員の都合、その他理由でお買上商品を返品された場合、当該商品のお買上時に付与したポイント数より差し引かせていただきます。
2. 獲得ポイントの交換による共通商品券発行後、返品による返金をさせていただいた場合は、返品額に相当するポイントを、会員の獲得ポイント残額より差し引かせていただきます。

**第8条 (届出事項の変更)**

1. 会員は、住所・氏名・電話番号等に対する届出事項と変更した場合、速やかにその旨を甲に連絡するものとしします。
2. 会員は、前項の届出が無かった場合、甲からの通知又は送付書類等が延着しあるいは到着しなかった場合といえども、甲が通常到達すべき時に会員に到達したものとみなすことに、異議ないものとしします。但し、前項の住所変更を行なわなかったことについて、止むを得ない事情があり、会員がこれを証明した時はこの限りでないものとしします。

**第9条 (カードの紛失・盗難・破損)**

会員は、会員カードを紛失し、又は盗難にあった時、あるいは破損した場合は、直ちにその旨を甲に連絡するものとしします。

**第10条 (危険負担)**

会員が会員カードを紛失し、又は盗難にあった時、あるいは破損した場合で、その旨を甲に連絡する前に、第三者によりポイントの利用がなされた場合は、これによる損失は会員が負担するものとし、甲は一切の責任を負わず損害の補償はいたしません。

**第11条 (会員資格の喪失)**

1. 会員は、次のいずれかに該当した場合は直ちに会員資格を喪失するものとしします。
  - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合。
  - (2) 故意に二重の入会申込みを行った場合。
  - (3) 第8条第1項に定める連絡を故意に怠った場合。
  - (4) 本規約に違反、又は不正な行為があった事実を甲にて確認した場合。
2. 会員の資格を喪失した場合は、その時点での未使用獲得ポイントは、すべて失効するものとしします。

**第12条 (退会)**

1. 会員は、随時退会できるものとしします。退会に際しては、甲所定の手続きを行い、会員カードを返却していただきます。
2. 退会時点での未使用獲得ポイントは、すべて失効するものとしします。

します。)

※日専連太陽カードでのクレジット払いは、当月末日迄のご利用分を翌月の一定日にまとめて加算いたします。

(3) ポイントの利用

- ① 会員の獲得ポイント数が、甲が定めたポイント数以上となった時、会員は甲の指定する店舗でお買物券と交換することができます。尚、ポイントの換算率は、別途甲が定めます。
- ② 獲得ポイントとお買物券との交換の際は、発行お買物券額面相当数を会員の獲得ポイントから差し引かせていただきます。

(4) お買物券の利用

- ① お買物券は、甲又は甲の指定する店舗での商品の購入代金又はサービスの利用代金のお支払いにご利用できます。
- ② お買物券の現金とのお引き換えはできません。また、お買物券の券面額未満のお買上の際は、つり銭のお渡しはできません。
- ③ 一度発行したお買物券の再発行はいたしません。

(5) 日専連太陽カードから会員カードへのポイント移行はできません。

**第6条 (ポイントの有効期限)**

1. 甲が付与したポイントの有効期限は2年間とします。(起算日等は甲所定の基準によります。)有効期限が経過したポイントは失効します。
2. 失効したポイントは、如何なる理由があってもご利用できません。
3. 会員資格を喪失した場合は、有効期限内であってもポイント失効するものとしします。

**第7条 (お買上商品返品時の処理)**

1. 会員の都合、その他理由でお買上商品を返品された場合、当該商品のお買上時に付与したポイント数より差し引かせていただきます。
2. 獲得ポイントの交換によるお買物券発行後、返品による返金をさせていただいた場合は、返品額に相当するポイントを、会員の獲得ポイント残額より差し引かせていただきます。

**第8条 (届出事項の変更)**

1. 会員は、住所・氏名・電話番号等に対する届出事項を変更した場合、速やかにその旨を甲に連絡するものとしします。
2. 会員は、前項の届出が無かった場合、甲からの通知又は送付書類等が延着しあるいは到着しなかった場合といえども、甲が通常到達すべき時に会員に到達したものとみなすことに、異議ないものとしします。但し、前項の住所変更を行なわなかったことについて、止むを得ない事情があり、会員がこれを証明した時はこの限りでないものとしします。

**第9条 (カードの紛失・盗難・破損)**

会員は、会員カードを紛失し、又は盗難にあった時、あるいは破損した場合は、直ちにその旨を甲に連絡するものとしします。

**第10条 (危険負担)**

会員が会員カードを紛失し、又は盗難にあった時、あるいは破損した場合で、その旨を甲に連絡する前に、第三者によりポイントの利用がなされた場合は、これによる損失は会員が負担するものとし、甲は一切の責任を負わず損害の補償はいたしません。

**第11条 (会員資格の喪失)**

1. 会員は、次のいずれかに該当した場合は直ちに会員資格を喪失するものとしします。
  - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合。
  - (2) 故意に二重の入会申込みを行った場合。
  - (3) 第8条第1項に定める連絡を故意に怠った場合。
  - (4) 本規約に違反、又は不正な行為があった事実を甲にて確認した場合。
2. 会員の資格を喪失した場合は、その時点での未使用獲得ポイントは、すべて失効するものとしします。

**第12条 (退会)**

1. 会員は、随時退会できるものとしします。退会に際しては、甲所定の手続きを行い、会員カードを返却していただきます。
2. 退会時点での未使用獲得ポイントは、すべて失効するものとしします。

### 第13条（規約の変更並びに承認）

1. 本規約を変更する場合は、あらかじめ甲が会員に対し変更事項を通知します。甲が変更内容を通知した後、会員が会員カードを利用した場合は、会員が当該変更事項を承認したものとみなします。
2. 本条第1項の通知は、会員に対する書面の交付、甲の施設内での提示のいずれかをもって行います。

### 第14条（TAIYOグループカード等に関する特約）

1. 会員がクレジットカードの利用を申込み、甲と提携する株式会社日専連ファイナンス（以下「乙」といいます。）が承認した場合は、会員カードの機能を併せ持つTAIYOグループカードを発行します。
2. 本条第1項のTAIYOグループカードは、乙が発行するものとし、会員と甲との間の契約については本会員規約が、会員と乙との間の契約については乙の「TAIYOグループカード会員規約」が適用され、会員はそれぞれの会員規約に従いカードを使用するものとします。

### 第15条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に関し紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、会員の住所地、若しくは会員カードの利用地、又は甲の本社、若しくは営業店所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 個人情報の取扱いに関する同意条項

#### 第1条（個人情報の収集・保有・利用）

1. 会員は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む甲における会員に対するポイントの付与及び顧客管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を甲が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
  - （1） 入会申込み時及び入会後に届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号等
  - （2） 本規約に関する申込日、契約日、利用店舗、商品名、利用金額、利用日
  - （3） 甲が付与したポイントに関する情報（付与されたポイント数、ポイント残、利用ポイント数及びその履歴）
2. 会員は、甲が本契約に基づき、カード取引に関わる基本的な機能・付帯サービスの履行のため、本条第1項の個人情報を保護措置を講じた上利用することに同意します。

#### 第2条（個人情報の利用）

会員は、甲が次の目的のために第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。

1. 甲の事業における宣伝物・印刷物の送付等の販売促進、又は営業案内を行うために利用する場合。
2. 甲の事業におけるマーケティング活動・商品開発のために利用する場合。
3. 甲以外の宣伝物・印刷物の送付等を甲の事業における提携先企業から受託して行うために利用する場合。

（新設）

#### 第3条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、甲が各種法令の規定により会員の個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準じる公共の利益のために必要がある場合、公共機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

#### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、甲に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の甲の窓口にご連絡してください。開示請求手続き（受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細をお答えしま

### 第13条（規約の変更並びに承認）

1. 本規約を変更する場合は、あらかじめ甲が会員に対し変更事項を通知します。甲が変更内容を通知した後、会員が会員カードを利用した場合は、会員が当該変更事項を承認したものとみなします。
2. 本条第1項の通知は、会員に対する書面の交付、甲の施設内での提示のいずれかをもって行います。

### 第14条（日専連太陽カード等に関する特約）

1. 会員がクレジットカードの利用を申込み、甲と提携する株式会社日専連ファイナンス（以下「乙」といいます。）が承認した場合は、会員カードの機能を併せ持つ日専連太陽カードを発行します。
2. 本条第1項の日専連太陽カードは、乙が発行するものとし、会員と甲との間の契約については本会員規約が、会員と乙との間の契約については乙の「太陽グループカード会員規約」が適用され、会員はそれぞれの会員規約に従いカードを使用するものとします。

### 第15条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に関し紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、会員の住所地、若しくは会員カードの利用地、又は甲の本社、若しくは営業店所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 個人情報の取扱いに関する同意条項

#### 第1条（個人情報の収集・保有・利用）

1. 会員は、本契約（本申込みを含む。以下同じ。）を含む甲における会員に対するポイント付与及び顧客管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を甲が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
  - （1） 入会申込み時及び入会後に届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号等
  - （2） 本規約に関する申込日、契約日、利用店舗、商品名、利用金額、利用日
  - （3） 甲が付与したポイントに関する情報（付与されたポイント数、ポイント残、利用ポイント数及びその履歴）
2. 会員は、甲が本契約に基づき、カード取引に関わる基本的な機能・付帯サービスの履行のため、本条第1項の個人情報を保護措置を講じた上、利用することに同意します。

#### 第2条（個人情報の利用）

会員は、甲が次の目的のために第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。

1. 甲の事業における宣伝物・印刷物の送付等の販売促進、又は営業案内を行うために利用する場合。
2. 甲の事業におけるマーケティング活動・商品開発のために利用する場合。
3. 甲以外の宣伝物・印刷物の送付等を甲の事業における提携先企業から受託して行うために利用する場合。

4. 甲の事業に必要な場合で、法令上または契約上の守秘義務を負うものに対して正当な理由に基づいて提供する場合。

#### 第3条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、甲が各種法令の規定により会員の個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準じる公共の利益のために必要がある場合、公共機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

#### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、甲に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の甲の窓口にご連絡してください。開示請求手続き（受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細をお答えしま

す。

2. 万一登録内容が不正確、又は誤りであることが判明した場合には、甲は速やかに訂正、又は削除に応じるものとします。

**第5条（個人情報に関する同意条項の不同意）**

甲は会員が本規約の必要な記載事項（申込書書面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容全部、又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に甲が本契約をお断りすることはありません。

**第6条（利用中止の申し出）**

本同意条項第2条による同意を得た範囲で甲が当該情報を利用している場合であっても、会員より中止の申し出があった場合は、それ以降の甲での利用を中止する措置をとります。中止の申し出は、第8条記載の甲の窓口までご連絡してください。

**第7条（条項の変更）**

本同意条項は、法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

**第8条（お問い合わせ窓口）**

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見に関しましては、下記の窓口までご連絡をお願いします。

○太陽企業グループお客様相談窓口

〒863-0015 天草市大浜町7-7

電話番号：0969-23-7247

す。

2. 万一登録内容が不正確、又は誤りであることが判明した場合には、甲は速やかに訂正、又は削除に応じるものとします。

**第5条（個人情報に関する同意条項の不同意）**

甲は会員が本規約の必要な記載事項（申込書書面で会員が記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容全部、又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に甲が本契約をお断りすることはありません。

**第6条（利用中止の申し出）**

本同意条項第2条による同意を得た範囲で甲が当該情報を利用している場合であっても、会員より中止の申し出があった場合は、それ以降の甲での利用を中止する措置をとります。中止の申し出は、第8条記載の甲の窓口までご連絡してください。

**第7条（条項の変更）**

本同意条項は、法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

**第8条（お問い合わせ窓口）**

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見に関しましては、下記の窓口までご連絡をお願いします。

○太陽企業グループお客様相談窓口

〒863-0015 天草市大浜町7-7

電話番号：0969-23-7247